合併につき株券等提出公告

当社は、ＢＡＳＦジャパン株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月二十五日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

ＢＡＳＦポゾリス株式会社

代表取締役　窪田　浩三

合併につき株券等提出公告

当社は、関西ホーチキエンジニアリング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月二十五日

愛媛県松山市安城寺町二七六番地一

愛媛ホーチキ株式会社

代表取締役　大野　明一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である會田信貴が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年五月二十五日

東京都葛飾区高砂一丁目二五番二三―一四

〇九号青砥東パークホームズ

Ｍ―３ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥＳ，ＩＮＣ．

日本における代表者　會田　信貴

限定承認公告

本籍福島県郡山市三穂田町山口字川底原一番地、最後の住所福島県郡山市安積町笹川字西長久保一番地の一二四

被相続人　亡　滝田　吉一

右被相続人は平成二十四年二月十日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十一日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

福島県郡山市三穂田町山口字川底一五番地

相続財産管理人　滝田　ミエ

限定承認公告

国籍中国、最後の住所東京都新宿区北新宿一丁目二九番一一号ツバセスパート八北新宿五二一

被相続人　亡　蕭　榮耀

右被相続人は平成二十年二月上旬ころ（死亡日不詳）死亡し、その相続人は平成二十四年五月十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

千葉県市川市相之川四丁目一三番二二―三〇二号サンライズパレス

相続財産管理人　蕭　幸司

限定承認公告

本籍東京都千代田区岩本町二丁目一五番地、最後の住所東京都練馬区早宮二丁目二一番一二号松本方

被相続人　亡　髙尾　邦紀

右被相続人は平成二十二年七月三十一日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

東京都練馬区早宮二丁目二一番一二号

相続財産管理人　松本　千鶴

限定承認公告

本籍新潟県長岡市寺泊大和田六四八番地一、最後の住所東京都大田区東雪谷二丁目二〇番一一号

被相続人　亡　青柳　修

右被相続人は平成二十四年一月十六日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

東京都大田区東雪谷二丁目二〇番一一号

限定承認者　青柳　光紘

限定承認公告

本籍大阪府茨木市山手台三丁目四〇七番地五九二、最後の住所京都府八幡市欽明台中央三二番地五

被相続人　亡　前島　壯治

右被相続人は平成二十四年四月四日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

京都府八幡市欽明台中央三二番地五

相続財産管理人　前島　知明

限定承認公告

本籍兵庫県揖保郡太子町馬場二一〇番地、最後の住所兵庫県姫路市城東町清水一二番地一一棟三〇一

被相続人　亡　井原　政行

右被相続人は平成二十三年十月十一日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十一日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

兵庫県姫路市船津町五二六二番地三三

限定承認者　佐野　均

限定承認公告

本籍愛知県愛西市須依町佐原二二三五番地一、最後の住所名古屋市天白区植田一丁目一五〇四番地第二鈴木荘一〇六号

被相続人　亡　清水　修

右被相続人は平成二十三年十一月十五日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

兵庫県三田市学園三丁目二番地Ｇ棟三〇八号

限定承認者　山根　智子

限定承認公告

本籍奈良県大和高田市築山二四八番地、最後の住所奈良県大和高田市東三倉堂町一七番三五号

被相続人　亡　岩澤　美明

右被相続人は平成二十四年一月二十二日に死亡し、その相続人は平成二十四年五月十五日奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

奈良県大和高田市東三倉堂町一七番三五号

相続財産管理人　岩澤　光兼

任意清算公告

当社は、平成二十三年六月二十四日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月二十五日

岩手県一関市大東町大原字城戸三三番地

合名会社大東砕石工業所

代表社員　小野寺年雄

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年七月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年五月二十五日

東京都練馬区豊玉北四丁目一二番一号

八正建設株式会社

代表取締役　樋口　佳史

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十四年四月二十九日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から三百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合の本所事務所に備え置いてあります。

以上、水産業協同組合法第五十三条第二項の規定により公告します。

平成二十四年五月二十五日

長崎県南松浦郡新上五島町小串郷四二二番地六

新魚目町漁業協同組合

代表理事組合長　中野　勝海